

解説



FASBの金融商品会計の動向

米国財務会計基準審議会（FASB）国際研究員 かわにし やすのぶ
川西 安喜

金融資産と金融負債の相殺表示に関する FASB の公開草案



はじめに

2011年1月28日、米国財務会計基準審議会（FASB）は、会計基準更新書（ASU）案（公開草案）「Topic 210貸借対照表：相殺表示」（以下「本公開草案」という。）を公表し、同日、国際会計基準審議会（IASB）も、実質的に同じ内容の公開草案「金融資産と金融負債の相殺表示」を公表した。本公開草案は、FASBとIASB（以下「両ボード」という。）の共同プロジェクトの成果であり、コメント期限は、2011年4月28日である。

本稿では、本公開草案について解説する。FASBのボード・メンバーやスタッフが、個人の見解を表明することは奨励されており、本稿では、筆者個人の見解が表明されている。会計上の問題に関する両ボードの公式見解は、それぞれのボードの厳正なデュー・プロセス、審議を経たものに限られている。

背景

資産と負債の相殺（純額）表示は、財務諸表の表示における重要な要素である。米国会計基準と国際財務報告基準（IFRS）の相殺表示に関する規定の差異は、米国会計基準に基づき表示される財政状態計算書の金額と、IFRSに基づき表示される財政状態計算書の金額の違いをもたらす単独の要因としては最大のものとなっており、米国会計基準に準拠した財政状態計算書とIFRSに準拠した財政状態計算書の比較可能性を損なっ

ている。このため、財務諸表の利用者は、相殺表示に関する規定の差異の解消に即座に取り組むことを要求しており、金融安定化理事会（FSB）も、これに取り組むことを提案していた。

提案の内容

① 範囲

本公開草案は、あらゆる金融資産及びデリバティブ資産（以下「適格資産」という。）と、あらゆる金融負債及びデリバティブ負債（以下「適格負債」という。）について、すべての企業に適用することを提案している。

② 定義等

本公開草案は、以下のとおり扱うことを提案している。

- a. 「相殺表示」とは、財政状態計算書において、1つ以上の適格資産と適格負債を単一の正味の金額で表示することをいう。

- b. 「相殺権」とは、契約その他に基づき、債権者に対して負っている金額の全部又は一部について、その債権者又は第三者が負っている金額の全部又は一部を充てることにより、決済又はその他の消去を行う、債務者の法的な権利をいう。
- c. 「無条件の相殺権」とは、その権利行使の可能性が将来の事象の発生に依存しない相殺権をいう。
- d. 「条件付きの相殺権」とは、将来の事象が発生した場合にのみ、権利行使が可能となる相殺権をいう。
- e. 「法的に強制可能な相殺権」とは、あらゆる状況、すなわち、通常の事業の過程と、取引の相手方のうちの誰かが債務不履行、支払不能、又は破産した場合の双方において強制可能な相殺権をいう。
- f. 適格資産の実現と適格負債の決済は、取引が同じ瞬間に履行された場合にのみ、同時に行われたものとして扱う。

③ 目的

本公開草案の目的は、適格資産と適格負債を相殺表示するための原則を定めることにある。すなわち、企業は以下の場合、そして、以下の場合にのみ、認識された適格資産と認識された適格負債を相殺表示しなければならない。

- a. 適格資産と適格負債に関連する権利と義務に基づき、企業は、純額についてのみ、権利又は義務を有している（すなわち、企業は、実質的に、単一の正味適格資産又は正味適格負債を有している）。
- b. 適格資産と適格負債を相殺表示した結果、得られる金額が、2つ以上の別個の適格金融商品の決済

による予想将来キャッシュ・フローを反映している。

本公開草案は、上記以外のあらゆる状況において、企業が、認識された適格資産と認識された適格負債について、財政状態計算書においてそれぞれ別個に表示することを提案している。したがって、適格資産と適格負債は、以下の項目について評価する上で有用な情報を提供するように、財務諸表において表示されることになる。

- a. 企業が将来、キャッシュ・フローを生成する能力（将来の正味キャッシュ・フローの見通し）
- b. 企業の経済的資源と企業に対する請求権の性質と金額
- c. 企業の流動性と支払能力

④ 表示

【相殺表示の要件】

本公開草案は、企業が、以下の場合、そして、以下の場合にのみ、財政状態計算書において認識された適格資産と認識された適格負債を相殺表示することを提案している。

- a. 企業が、適格資産と適格負債について、無条件かつ法的に強制可能な相殺権を有している。
- b. 企業が以下のいずれかを意図している。
 1. 適格資産と適格負債を純額決済する。
 2. 適格資産の実現と適格負債の決済を同時に行う。

本公開草案は、上記以外のあらゆる状況において、適格資産と適格負債を、それぞれ資産と負債としての特徴に基づき、別個に表示することを提案している。

両ボードは、無条件かつ法的に強制可能な相殺権を有していることのみを相殺表示の要件とする（すなわ

ち、純額決済又は同時決済を要件としない）ことも検討したが、純額決済又は同時決済を行う意図がない場合には、企業の将来の正味キャッシュ・フローの時期及び金額が影響を受けないため、これを認めないことを提案している。逆に、両ボードは、純額決済又は同時決済のみを相殺表示の要件とする（すなわち、無条件かつ法的に強制可能な相殺権を有していることを要件としない）ことも検討したが、この場合には、権利と義務が別個の適格資産と適格負債を構成し、それぞれ資産と負債としての特徴に基づき、別個に表示すべきであることから、これを認めないことを提案している。

単一の相手方と多数の取引を行う企業が、その取引の相手方とマスター・ネットリング契約を締結することがある。そのようなマスター・ネットリング契約において、契約のどれか1つにおいて債務不履行や解約があった場合には、そのマスター・ネットリング契約の対象となるすべての適格資産と適格負債について、単一の金額により純額決済することで合意することがある。本公開草案では、この場合の純額決済できる権利は、条件付きの相殺権であり、上記の相殺表示のための要件を満たさないため、適格資産と適格負債、及びこれらに関連して認識された債権又は債務は、このような相殺権に基づき、相殺表示しないことを提案している。

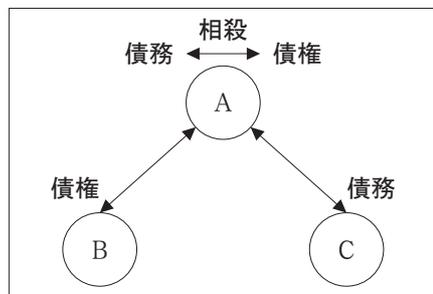
現行のIFRSでは、相殺表示の要件が満たされる場合には、企業は適格資産と適格負債を相殺表示しなければならない。一方、現行の米国会計基準では、一定の要件が満たされる場合には、相殺表示を容認しているものの、これを要求していない。総

額表示と純額表示のいずれが優れているのかということについて、コンセンサスは得られなかったが、両ボードで共通の解決策を提供することについてはコンセンサスが得られたため、本公開草案とIASBの公開草案では、相殺表示の要件が満たされた場合には、企業が相殺表示することを要求することを提案している。

【2者間・3者以上間の相殺契約】

一般的に、相殺権が強制可能であるためには、当事者が相互関係にある（すなわち、当事者が相互に債務を負っている）ことが必要である。しかし、契約によって、自らの資産を第三者に対する負債と相殺できるようにすることがある。例えば、A、B、Cの3名が合意し、Aが、Bに対して負っている債務を、Cに対して保有している債権と相殺することを認めることがある（図参照）。

【図・3者間の相殺】



したがって、債務者が、第三者に対して有している債権を、債権者に対する債務と相殺する法的な権利を有していることがまれにある。本公開草案は、このような契約が相殺表示のための要件を満たす場合、企業が、適格資産と適格負債を相殺表示することを提案している。

【その他の提案】

本公開草案は、認識の中止の要件を満たさない適格資産の移転の会計処理に当たり、移転した資産とこれに関連する負債を相殺表示しないこ

とを提案している。

また、本公開草案は、財政状態計算書において、担保に提供した資産（若しくは担保に提供した資産を取り戻す権利）又は担保として取得した資産を返還する義務と、これに関連する適格資産と適格負債を相殺表示しないことを提案している。

⑤ 開示

本公開草案は、財務諸表の利用者が、企業の適格資産と適格負債に関連する、相殺権とこれに関連する契約（担保契約等）が企業の財政状態にどのような影響を与えるのかを理解できるように、これらの権利と契約に関する情報を開示することを提案している。また、本公開草案は、この目的を果たすため、期末日に認識されている適格資産と適格負債について、少なくとも以下の情報について、金融商品の種類ごとに別個に開示することを提案している。ただし、期末日において、企業が相殺権を有する適格資産や適格負債を保有しておらず、現金又はその他の金融商品を、認識された適格資産又は適格負債の担保として提供したり取得したりしていない場合には、この限りではない。

- a. （財政状態計算書において相殺表示される金額、及び取引の相手方ごとの信用リスクについてのポートフォリオ・レベルでの修正を考慮する前の）総額
- b. 以下のそれぞれの項目：
 - 1. 相殺表示の要件を満たすために、財政状態計算書において表示する正味の金額を算定するに当たり相殺した金額
 - 2. 取引の相手方の信用リスクに対する企業の正味のエクスポージャー又は企業の信用リスクに

対する取引の相手方の正味のエクスポージャーの影響を反映するための、公正価値測定におけるポートフォリオ・レベルでの修正

- 3. 財政状態計算書において表示した正味の金額
 - c. 無条件かつ法的に強制可能な相殺権であるものの、企業が純額決済又は同時決済を意図していない金額
 - d. 財政状態計算書において表示した正味の金額のうち、各種の条件付きの相殺権が付されている金額（それぞれの種類の相殺権の性質と、企業がそれぞれの種類を決定する方法を含む、それぞれの条件付きの相殺権に関する説明も開示する。）
 - e. 上記a.からd.までの項目の影響を考慮した後の、適格資産と適格負債の正味の金額（すなわち、その差額）
 - f. 企業の適格資産と適格負債に関して、取得したか提供した、現金又はその他の金融商品による担保のそれぞれについて、以下の項目：
 - 1. 現金による担保の金額（財政状態計算書において表示した正味の金額を超える場合には、その超過部分を除く。）
 - 2. その他の金融商品の公正価値（公正価値が財政状態計算において表示した正味の金額を超える場合には、その超過部分を除く。）
 - g. 上記e.とf.の項目の影響を考慮した後の、適格資産と適格負債の正味の金額（すなわち、その差額）
- 本公開草案は、上記によって要求される情報について、より適切な形式が存在する場合を除き、表形式に

【本公開草案における開示例】

相殺とこれに関連する契約の対象となる金融資産

CU百万										
20××年12月31日現在	(i)	(ii)	(iii)=(i) -(ii)*	(iv)	(v)	(vi)=(iii)- (iv)-(v)	(vii)		(viii)	
	資産の 総額	財政状態 計算書の 資産と相 殺した負 債の総額	財政状態 計算書に おける正 味資産金 額	条件付き 相殺権が 付帯して いる負債 の総額	無条件かつ法的に 強制可能な権利が 付帯しているもの、 企業が純額決 済又は同時決済を 意図していない負 債の総額	担保控除 前正味資 産金額	取得した担保	現金	その他の 金融商品 (公正価 値)	正味 エク スポ ジ ャー
取引所で取引される金融商品	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
店頭取引されるデリバティブ、 現先取引、借株契約、及び類似 する金融商品	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
その他の金融商品	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
純利益を通じて公正価値により 測定される金融資産	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
償却原価による金融資産	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

説明

相殺とこれに関連する契約の対象となる金融負債

CU百万										
20××年12月31日現在	(i)	(ii)	(iii)=(i) -(ii)*	(iv)	(v)	(vi)=(iii)- (iv)-(v)	(vii)		(viii)	
	負債の 総額	財政状態 計算書の 負債と相 殺した資 産の総額	財政状態 計算書に おける正 味負債金 額	条件付き 相殺権が 付帯して いる資産 の総額	無条件かつ法的に 強制可能な権利が 付帯しているもの、 企業が純額決 済又は同時決済を 意図していない資 産の総額	担保控除 前正味負 債金額	提供した担保	現金	その他の 金融商品 (公正価 値)	正味 エク スポ ジ ャー
取引所で取引される金融商品	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
店頭取引されるデリバティブ、 現先取引、借株契約、及び類似 する金融商品	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
その他の金融商品	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
純利益を通じて公正価値により 測定される金融負債	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
償却原価による金融負債	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

* 本開示例では、企業がデリバティブの公正価値測定について、ポートフォリオ・レベルでの修正を行っていないと仮定している。

より表示することを提案している（前頁の開示例参照）。さらに、本公開草案は、上記の開示が複数の箇所にもたがって注記されている場合には、クロス・レファレンスを行うことを提案している。

⑥ 発効日及び移行規定

本公開草案は、発効日について提案を行っていないが、移行に当たっては、遡及適用することを提案している。

おわりに

本公開草案と、IASBの公開草案により、米国会計基準とIFRSにおける金融資産と金融負債の相殺表示に関する規定が共通化されることが意図されているが、より大きな影響を受けるのは米国会計基準である。本公開草案は、現行の米国会計基準における、条件付きの相殺権に関する例外を削除することを提案しており、このまま最終基準として確定した場合、財政状態計算書の数字が大きく変わることが予想されている。

なお、本公開草案の公表に当たっては、FASBのボード・メンバー5名中2名が反対意見を表明している。反対のボード・メンバーは、相殺表示に関する共通の規定をIASBと開発することに賛成しており、企業の適格資産と適格負債に関する、相殺権とこれに関連する契約、及びそれらの権利が企業の財政状態に与える

影響に関する開示案は、投資家に提供する情報を改善することになると考えている。しかし、反対のボード・メンバーは、企業が無条件の相殺権を有し、かつ、適格資産又は適格負債を純額決済する意図がある場合のみ、適格資産と適格負債の相殺表示を要求することに反対している。

反対のボード・メンバーはさらに、本公開草案によった場合、単一のデリバティブと、法的に強制可能な、条件付きのネットティングに関する基本契約が適用される、同じ相手方との複数のデリバティブとで、異なる表示が行われることになると考えている。例えば、複数のキャッシュ・フローの流利があるスワップは、公正価値により測定されるが、それは契約に基づく予想キャッシュ・インフローとアウトフローの正味の金額を反映している。一方、法的に強制可能な、条件付きのマスター・ネットティング契約が適用される、同じ相手方との2つのフォワード契約は、それぞれが公正価値により測定され、財政状態計算書において資産と負債として総額により表示されることになる。マスター・ネットティング契約の対象となる契約のどれか1つにおいて支払いができない場合、取引の相手方は契約全体を解約し、すべての取引について純額決済を要求することができるため、強制可能なマスター・ネットティング契約は、実質的に複数のデリバティブ契約を単一の

契約に統合している。反対のボード・メンバーは、財政状態計算書に表示される個別の契約の公正価値の金額の総額は、これらの取引からの将来キャッシュ・フローの不確実性について、純額よりも多くの情報をもたらすことはないと考えている。

反対のボード・メンバーは、企業が同じ相手方に対し、条件付きかつ法的に強制可能な相殺権を有している場合に相殺表示を要求し、提案されている開示と同様の開示を要求することが適切であると考えている。総額表示と純額表示はいずれも、財務諸表を分析するに当たって有用であることについては、ほとんど異論がなく、本公開草案よりも純額表示される項目が多くなった場合でも、十分に投資家の要求に応えることになると考えているためである。

〈参考文献〉

Financial Accounting Standards Board, *Proposed Accounting Standards Update (Exposure Draft) "Balance Sheet (Topic 210): Offsetting,"* January 28, 2011.

International Accounting Standards Board, *Exposure Draft "Offsetting Financial Assets and Financial Liabilities,"* January 2011.

金融資産の減損に関する補足文書

はじめに

2011年1月31日、米国財務会計基準審議会（FASB）は、補足文書「金融商品の会計処理並びにデリバティブ及びヘッジ活動の会計処理の改訂：減損」（以下「FASBの補足文書」という。）を公表し、同日、国際会計基準審議会（IASB）も、同様の内容の補足文書「金融商品：減損（ED/2009/12 金融商品：償却原価及び減損の補足）」（以下「IASBの補足文書」という。）を公表した（以下、FASBの補足文書とIASBの補足文書をまとめて「本補足文書」という。）。本補足文書は、FASBとIASB（以下「両ボード」という。）の共同プロジェクトの成果であり、コメント期限は、2011年4月1日である。

本稿では、本補足文書について解説する。FASBのボード・メンバーやスタッフが、個人の見解を表明することは奨励されており、本稿では、筆者個人の見解が表明されている。会計上の問題に関する両ボードの公式見解は、それぞれのボードの厳正なデュー・プロセス、審議を経たものに限られている。

範囲

IASBの補足文書は、償却原価により測定される金融資産のうち、オープン・ポートフォリオにおいて管理されているものに適用することが提

案されている。ただし、あまりにも短期であるために、貨幣の時間価値について割引くことの影響に重要性がないような、金利が明示されていない短期の売上債権を除くことが提案されている。

FASBの補足文書は、その価値の変動が純利益に含めて認識される公正価値により測定されていない、ローン及び負債性金融商品のオープン・ポートフォリオに適用することが提案されている。なお、短期の売上債権の扱いについて、FASBでは議論を行っていない。

本補足文書において、ポートフォリオとは、企業によってまとめて管理されている、類似する特徴を有する金融資産の集団をいう。ポートフォリオは、さらにオープン・ポートフォリオとクローズド・ポートフォリオに分類される。オープン・ポートフォリオでは、全期間を通じて、自社組成又は購入により資産が追加され、直接減額、その他のポートフォリオへの移転、売却、及び返済により資産が除外される。クローズド・ポートフォリオでは、全期間を通じて、資産は追加されず、直接減額、その他のポートフォリオへの移転、売却、及び返済により資産が除外される。

金融資産のオープン・ポートフォリオにおける減損

本補足文書は、金融資産のオープン・ポートフォリオの減損について、以下のように提案している。

企業は、各決算日において、以下の(a)と(b)の合計を貸倒引当金として認識しなければならない。

- (a) 予想信用損失を一定の期間にわたって認識することが適切である資産については、以下のいずれか高い金額
 - (i) 期間比例の予想信用損失
 - (ii) 予見可能な将来（ただし、決算日後12か月よりも短い期間は認められない。）における予想信用損失
- (b) その他のすべての資産については、予想信用損失の全額

すなわち、オープン・ポートフォリオにおいて管理されている金融資産の貸倒引当金の算定に当たっては、これらの金融資産を、(a)の「正常」債権と(b)の「不良」債権の2つのグループに分けることが提案されている。

【「正常」債権】

「正常」債権においては、企業の信用リスク管理の目的は、債務者から定期的に支払いを受けることにある。したがって、「正常」債権については、金融資産の残存期間にわたり発生することが予想される信用損失を、期間に比例するように認識することが提案されているが、貸倒引当金が過少とならないよう、最低限、予見可能な将来における予想信用損失を認識することが提案されている。

○ 期間比例の予想信用損失

期間比例の予想信用損失の算定に

関して、IASBではさらに意思決定を行っている（FASBでは、この論点について審議を行っていない）。すなわち、IASBは、期間比例の予想信用損失について、以下のいずれかの方法により算定することを提案している。

(a) 右の算式により計算される、定額法（予想される損失は、割引前又は割引後）

(b) ポートフォリオの残存期間にわたり発生することが予想される損失の現在価値を、ポートフォリオ全期間にわたり年金払いするものとして、ポートフォリオの既経過期間まで（引当金に対する利息も含め）積み立てる年金法（その定義により、予想される損失は、割引後）

また、IASBは、予想信用損失を割り引く場合の割引率は、無リスク金利と実効金利の間（両端を含む。）の合理的な金利を用いることを提案している。

本補足文書は、期間比例の予想信用損失の算定におけるポートフォリオの既経過期間とポートフォリオの全期間は、ポートフォリオに含まれる金融資産の既経過期間と全期間の加重平均として計算し、加重平均値は、各決算日において見直すことを提案している。

○ 予見可能な将来における予想信用損失

本補足文書は、予見可能な将来における予想信用損失の算定に当たり、企業が、事象及び状況の具体的な予測に基づき、信用損失が合理的に見積もることができる期間にわたり、発生することが予想される信用損失の最善の見積りを行うことを提案している。また、企業が、将来の事象及び状況の予測を行うに当たり、合

〈算式〉

$$\left[\begin{array}{l} \text{ポートフォリオの残存期間にわたり} \\ \text{発生することが予想される損失} \end{array} \right] \times \frac{\text{(ポートフォリオの既経過期間)}}{\text{(ポートフォリオの全期間)}}$$

理的かつ裏付可能な情報をすべて用いることを提案している。

予見可能な将来において見越す期間が、特定のポートフォリオについて、大幅に変わることは想定されていない。しかし、予見可能な将来において見越す期間は、資産の種類が異なるポートフォリオの間で異なることがある。

予見可能な将来において見越す期間は、金融資産のポートフォリオの平均残存期間と同じであることもあれば、これより短いこともある。残存期間が比較的短い金融資産については、予見可能な将来において見越す期間が残存期間全体にわたることがある。予見可能な将来において見越す期間が残存期間よりも短い場合、予想信用損失の算定に当たり、予見可能な将来において見越す期間より後の期間については考慮しない。

本補足文書では、企業が、少なくとも12か月は事象又は状況の具体的な予測ができると仮定されている。したがって、予見可能な将来において見越す期間として、少なくとも12か月（残存期間が12か月未満の場合はこの限りではない。）を用いることが提案されている。金融資産のポートフォリオの多くについて、予見可能な将来において見越す期間は、12か月よりも長くなることが想定されている。

【「不良」債権】

「不良」債権においては、企業の信用リスク管理の目的は、金融資産の全部又は一部を回収することにある。したがって、「不良」債権については、金融資産の残存期間にわた

り発生することが予想される信用損失の全額を、貸倒引当金として認識することが提案されている。

【「正常」債権と「不良」債権の仕分け】

本補足文書は、企業が、企業内部の信用リスク管理方法に基づき、「正常」債権と「不良」債権に仕分けすることを提案している。企業の信用リスク管理の目的が、金融資産の全部又は一部の回収になると、金融資産の管理は、通常、より活発になる。金融資産の種類にもよるが、例としては、担保権の実行、債務の再編、財務制限条項違反に基づく権利の行使、債務者への督促などがある。企業は、このような金融資産について、信用リスク管理の目的が債務者から定期的な支払いを受けることである金融資産とは別に、個別に管理していることが多く、本補足文書は、このような企業内部の信用リスク管理方法に沿って、「正常」債権と「不良」債権に仕分けすることを提案している。

なお、本補足文書は、回収可能性に関する不確実性によって金融資産の管理方法を変えていない企業であっても、貸倒引当金の計算に当たっては、金融資産を「正常」債権と「不良」債権の2つのグループに分けることを提案している。例えば、一定の期間延滞している債権、予想利回りが無リスク金利以下の債権、あるいは、企業が回収可能性の疑いがあると判断した債権（企業が「問題債権」と考えるもの）などの規準を設けることにより、企業はこの規定を

満たすことができる。

背景

【2つの公開草案】

金融商品会計の見直しに当たり、IASBは、複数のフェーズに分けて取り組むことを決定し、金融資産の減損については、2009年11月に、公開草案「金融商品：償却原価及び減損」（以下「IASBの公開草案」という。）を公表した。一方、FASBは、フェーズを分けずに金融商品会計の見直しに取り組むことを決定し、2010年5月に、公開草案「金融商品の会計処理並びにデリバティブ及びヘッジ活動の会計処理の改訂」を公表し、金融資産の減損についても提案を行った。

○ IASBの公開草案

IASBの公開草案の減損モデルの目的は、融資取引の経済的実態をよりよく反映するために、実効金利の決定に当初の予想信用損失を反映させることにある。したがって、減損は、当初認識後の償却原価による金融資産の測定の一部であるとみなされ、IASBは、予想信用損失の全額を即時認識することは適切ではないと考えた。IASBの公開草案は、貸倒引当金を単独で考えることはせず、金融商品の全期間にわたる予想キャッシュ・フローを見積もることを提案した。

IASBがその公開草案においてこのような提案を行った主な理由は、以下のとおりである。

(a) 財務諸表において認識される金額が、企業が融資に関する意思決定を行う場合の資産の価格設定（すなわち、予想信用損失を反映した、請求金利）を反映すること

になる。現行の発生損失モデルの下では、利息収益が当初の予想信用損失を無視し、減損に関する客観的な証拠があってはじめて認識されるため、利息収益（より一般的には、収益性）が前倒しで認識されている。

(b) 提案した減損アプローチは、一般的に、現行の発生損失モデルよりも早期に信用損失を認識することになり、信用損失が遅れて認識されるという系統的バイアスが回避される。信用損失の影響を検討するに当たり、観察可能な損失事象が発生していなければならないとする規定は、削除される。

○ FASBの公開草案

FASBの公開草案の減損モデルの目的は、金融商品の残存期間における予想信用損失の全額が含まれるよう、十分に貸倒引当金を確保することにある。したがって、FASBの公開草案は、金融商品の残存期間にわたり回収できないと予想されるキャッシュ・フローを見積もり、その金額について、見積りを行った期間に認識することを提案した。FASBは、この提案により、景気循環が下降局面の始まりにおいて貸倒引当金の残高が最も少なくなる傾向のある現行の減損モデルに対する懸念が解決されると考えた。予想損失金額の全額を即時に認識することにより、貸倒引当金の残高は、損失の発生時期にかかわらず、予想信用損失の全額を含むことになる。

FASBは、自社組成金融資産については、契約上の要支払額、購入金融資産については、取得当初において回収できると予想された金額について、その全額を回収できないと予想された場合に、信用減損を純利益

に含めて認識すべきであると考えた。また、減損損失を金融資産の全期間にわたり配分することは適切ではなく、企業が全額を回収できないと予想した場合には、損失が発生しているため、即時にこれを認識すべきであると考えた。

【共通の解決策に向けて】

減損に関する提案の再審議に当たり、両ボードは、それぞれのボードの当初の提案を修正したモデルを検討していた。しかし、両ボードの市場関係者は、金融資産の減損の会計処理について共通の解決策を模索することが重要であると、再三、強調した。両ボードは、両ボードで異なる減損モデルの目的について議論し、共通の目的を設定できるかどうかについて議論を行った。

IASBは、引き続き、金融資産の価格設定と予想信用損失の関係を反映することの重要性を強調した。IASBの公開草案に対して寄せられたコメントに基づき、IASBは、運用可能な形でIASBの公開草案において提案した結果をもたらすような、金融資産のオープン・ポートフォリオに関する提案を開発した。このアプローチは、金融資産の価格設定と予想信用損失の関係を維持するという目的に合致したものであった。一方で、IASBは、提案したアプローチの下では、予想信用損失が金融商品の全期間のうちの早い時期に集中する場合など、損失が発生する期間に十分な貸倒引当金が認識されないことがあることを認めた。

FASBは、引き続き、信用損失が発生する前に、貸倒引当金を十分に確保することを重視した。FASBの公開草案に対して寄せられたコメントに基づき、FASBは、予想信用損

失の見積りに当たって、企業が将来の事象及び経済状況を予測する能力について検討を行った。この結果、FASBは、過去のデータと現在の経済状況に加え、将来の事象及び経済状況に関する合理的かつ裏付可能な予測を考慮することをIASBとともに決定し、また、金融資産の残存期間のすべてにわたって予想される信用損失ではなく、予見可能な将来において発生することが予想される信用損失を即時に認識するモデルを開発することにした。

本補足文書における提案は、それぞれのボードの目的を部分的に達成する特徴を有している。その提案は、IASBが開発していたモデルを組み込んでいるものの、FASBの貸倒引当金の十分性についての関心を考慮し、貸倒引当金の最低残高（フロアー）を設定することを要求している。期間比例アプローチは、金融資産の価格設定と予想信用損失の関係を反映することについてのIASBの関心を考慮している。本補足文書のモデルは、金融資産の減損について共同で審議を続けていくに当たり、さらなる情報収集を行うために、両ボードが公表することについて合意した共通の提案を反映したものである。

【本補足文書の公表】

IASBの公開草案に対するコメント提出者の多くは、現行の発生損失モデルではなく、より将来を考慮した、予想信用損失に基づく新しい減損モデルによることに賛成した。これらのコメント提出者のほとんどは、IASBの公開草案が提案した予想キャッシュ・フロー・モデルについて、理論的に賛成したものの、その多くは、運用上、特にオープン・ポートフォリオにおいて適用することが難し

ぎると考えた。また、コメント提出者の多くは、短期の売上債権の減損については、収益認識のより広い文脈において検討すべきであると考えた。

この結果、IASBは、2010年7月より、オープン・ポートフォリオの減損に関する運用上の困難をどのように扱うのかを議論し始めた。この再審議の目標は、運用上、最も複雑性の高い領域であるオープン・ポートフォリオの減損モデルの骨子を開発することにあった。モデルの骨子を開発した後に、このモデルの詳細について議論し、オープン・ポートフォリオ以外の状況における金融商品（例えば、個別の金融商品やクロズド・ポートフォリオの金融商品）にこのモデルを適用する方法について議論することが意図された。

IASBの公開草案に対して寄せられたコメントによれば、予想信用損失を組み込んだ、統合的な実効金利を用いることが、運用上の複雑性を生んでいるとのことであった。そこで、IASBは、IASB単独の議論において、実効金利の決定において予想信用損失を考慮しない、すなわち、非統合的な実効金利を用いることを決定した。

FASBの公開草案が2010年9月にコメント期限を迎えた後、両ボードは、共通の減損モデルを開発することを目標に、減損について共同で議論した。審議の時期の違いにより、IASBが単独で意思決定を行っており、FASBがまだ議論を行っていない論点もある。

本補足文書は、オープン・ポートフォリオにおける減損モデルを扱っており、その他の状況における減損は扱っていない。両ボードは、それ

ぞれの公開草案に対して、多数のコメントを受領しており、それらのコメントの一部は、将来、再審議される予定である。本補足文書は、信用減損モデルのみを扱っており、償却原価や利息収益の認識について、より一般的に扱っているわけではない。

再審議が未了の論点

両ボードは、まず、運用が最も困難であると考えられるオープン・ポートフォリオを扱い、提案モデルについて情報を収集することとしたため、それぞれのボードの公開草案の内容のすべてについて、再審議を終えることなく本補足文書を公表している。両ボードの公開草案について市場関係者からコメントが寄せられたものの、再審議を終えていない項目には、以下のようなものがある。

- (a) オープン・ポートフォリオを構成しない金融資産等の取扱い（特に、減損モデルは1つにすべきか、複数の減損モデルを十分に正当化できるか。)
- (b) 信用減損の測定方法
- (c) ストレス・テスト、ビンテージ、及び金融資産の信用の質に関する開示案（IASBのみ）
- (d) 「直接減額」(write-off) の定義（両ボード）と、「不履行」(non-performing) の定義（IASBのみ）
- (e) 償却原価測定の目的と減損モデルとの関係
- (f) 利息収益の認識

また、米国会計基準とFASBの公開草案に関連して、FASBが再審議を終えていない項目には、以下のようなものがある。

- (a) 購入したローン及び問題債権の再構築により条件が変更されたロー

ンの信用減損に関する規定（これらのローンについて異なる減損モデルが正当化できるかどうかを含む。）

(b) 利息収益の認識における「不発生」(non-accrual) 概念を、最終基準に含めるべきかどうか

(c) 表示及び開示

今後の予定

FASBの補足文書の提案は、金融商品の会計処理に関する米国会計基準の規定を見直すFASBのプロジェクトの一部を構成する。米国会計基準においては、これらの提案は、FASBの公開草案に含まれる金融商品会計に関するその他の領域と統合される予定である。FASBは、信用減損モデルを含む会計基準更新書(ASU)を2011年中に公表する予定である。

本稿では割愛しているが、IASBの補足文書では、本補足文書の減損モデルに関連する表示及び開示に関する提案も含まれている。IASBの補足文書の提案は、金融商品の会計処理に関するIFRSの規定を見直すIASBのプロジェクトの一部を構成し、IASBは、これらの提案をIASBの公開草案と統合する予定である。IASBは、統合した会計基準を2011年6月までに公表する予定である。ただし、IASBは、この会計基準をいつから強制適用とするのか、また、早期適用を認めるのかどうかについて、再審議を行っていない。IASBの公開草案に対して寄せられたコメントに基づき、IASBは、この会計基準を導入するには相当な準備期間が必要であると認識している。また、IASBは、「発効日及び移行方法に関

する見解の募集」に寄せられたコメントも考慮する予定である。

[参考文献]

Financial Accounting Standards Board, *Supplementary Document "Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities,"* January 31, 2011.

International Accounting Standards Board, *Supplement to ED/2009/12 Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment "Financial Instruments: Impairment,"* January 2011.

教材コード	J 0 2 0 6 2 4
研修コード	2 1 0 3 0 9
履修単位	1単位